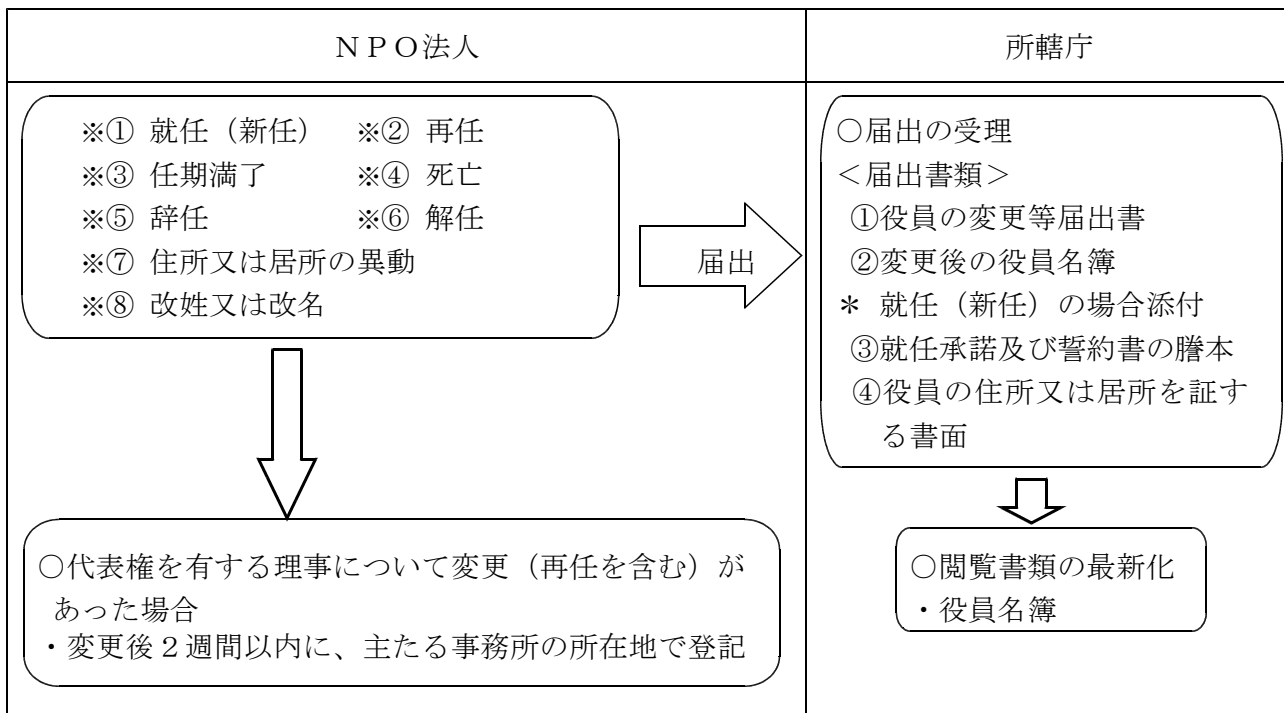


役員の変更等の手続

NPO法人は、役員が就任（新任）、再任、任期満了・死亡・辞任・解任による退任、住所（居所）の異動、改姓又は改名などの変更があった場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません。また、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更があった場合は、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。

(1) 手続の流れ



①役員変更の決議

役員の変更事由には、次の①～⑧が該当します。

- ①就任（新任） ②再任 ③任期満了 ④死亡 ⑤辞任 ⑥解任
 ⑦住所又は居所の異動 ⑧改姓又は改名

※①②⑥については、定款の規定に基づき、役員（理事、監事）の変更に係る社員総会の決議を行ってください。（理事会の決議事項としている場合は、理事会の決議）

※⑤の場合は通常、総会の決議は不要ですが、定款に基づき総会で理事及び代表理事を選任する場合で、かつ、代表理事のみを辞任する（理事としては残る）場合は総会の決議が必要です。これは、理事と代表理事を一体として選出されていると考えられるため、意思表示のみで代表理事のみを辞任することはできません。

※同一人が、理事から監事へ、又は監事から理事へ変わるときは、辞任（又は任期満了）と就任（新任）に該当することになります。

※定款に定めている定数を超えて役員を増員する場合は、定款を変更する必要があります。

※役員任期の起算は、民法の規定に従わなければなりません。民法第140条（期間の起

算)で「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前0時から始まるときは、この限りでない」と規定されています。

例えば、定款で役員任期を2年と定めている法人の場合、一般的に平成26年7月1日に開催された総会で新しく就任(新任)した役員Aの任期は、平成26年7月1日から平成28年7月1日までとなります(民法の規定により、就任日の初日は参入しないため)。

しかし、平成26年7月1日に再任した役員Bの任期は、平成28年6月30日までとなります(再任の場合は、その日の午前0時から始まるため、初日を参入するため)。

②所轄庁への届出

	届出書類等	様式	部数	参照ページ
1	役員の変更等届出書	第3号	1	87
2	変更後の役員名簿	任意	2	89
<就任(新任)の場合提出>				
3	就任承諾及び誓約書の謄本	任意	1	90
4	役員の住所又は居所を証する書面 (住民票等 6ヶ月以内に発行されたもの) *住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は 省略可能	官公署	1	—

③登記

代表権を有する理事に関する事項に変更があったときには、2週間以内に主たる事務所の所在地にある法務局(岡山県においては、岡山地方法務局法人登記部門)において登記を行う必要があります。

定款をもって代表権の制限に関する定めがある場合、特定の理事のみを登記(肩書きは「理事」で登記します)し、代表権を有する理事以外の役員登記は不要です。

代表権を有する理事について、任期満了に伴い再任された場合でも、当該役員の「重任」の登記が必要です。

<参考>登記事項(組合等登記令第2条)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ⑦ 資産の総額

ア 登記の用語

- ・就任・・・役員に選任されて、就任を承諾したときをいいます。

- ・ 重任・・・現在の役員の人が切れ目なく再任された場合のときにのみ使います。退任と就任の間に1日でも間隔が空いてしまう場合は重任とはならず、退任+就任の2つの登記をすることになります。
- ・ 退任・・・原則として、任期満了または定められた時点の到来によることをいいます。
- ・ 辞任・・・役員が辞任届を出すなどした場合に使います。辞任届で、「理事及び代表理事を辞任する」とした場合には辞任になりますが、理事の任期満了や辞任をしたことにより代表理事の資格を失った場合は、退任になります。

イ 登記の注意点

- ・ 代表権を有する理事が変更(就任(新任)、辞任、解任、死亡)になった場合や任期満了に伴い退任又は再任された場合、住所(居所)や姓・名が変わった場合は、その都度変更登記が必要です。

代表権を持たない理事は、登記の必要はありません。定款に、例えば「理事長」のみが法人を代表する旨の定めがある場合は、理事長のみが「理事」として登記されており、理事長に関する変更があった場合、変更登記が必要です。

- ・ 登記事務の取り扱いとして、1ヶ月程度の期間の予選(任期満了前に開催される総会(又は理事会)において、あらかじめ次期の役員を選出を行うことをいいます。)は認められていますが、半年とか1年前に予選をして次の理事を決めることは認められていません。また、仮に任期満了から1ヶ月ほど前の総会で、予選をして次の理事を決め、総会のあと直ぐに理事会を開いて代表理事を予選した場合、理事が全て重任する理事であれば認められますが、理事の交替がある場合は、予選として認められません。

これは、まだ理事の始期に至っていない者が理事会を開いても理事会として認められないことと、実際に理事に就任したときの発言等が代表理事の選任に影響が出ないとも言い切れないことからです(理事全員が重任するのであれば、事実上そういった問題は起きないと思われることから、理事が全員重任する場合には、予選を認めています)。

代表理事を決める理事会については、そもそも理事会を構成した理事にその時点での理事としての資格があるのか注意する必要があります。

ウ よくある質問

Q. 任期満了前に総会を開催し、同じ日に理事会を開いて代表理事を決めたいと思います。総会では理事の交替を予定していますが、どのような方法がありますか？

A. 理事の交替がある場合、あらかじめ代表理事を決めることができないため、理事会での互選を任期満了日以降に行う必要があります。

しかし、法人の効率的な事務を行うため等、総会と理事会を同日に開催して代表理事を決めることが現実的であり、その場合は、①定款に任期の短縮規定を設けるか、②いったん理事全

員が総会終結時で辞任する方法の2通りがあります。

① 短縮規定を設ける方法

下記の第3項の規定を追加することで、役員任期を任期満了前であっても、総会と理事会を同日に行い、理事の互選により代表者の選出が可能となります。

ただし、これは一般的な例を示したにすぎないので、実際にはその法人の特性に応じて検討が必要です。また、この規定を加える定款変更を行う場合は、所轄庁の認証を受ける必要があります。

定 款 例	留 意 事 項
<p>(任期等)</p> <p>第〇〇条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。</p> <p>4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>注1：第1項… 必要的記載事項（法24①（役員任期は2年以内で定める。））</p> <p>注2：第2項… 法人運営の円滑化を図るため、役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、この任期伸長規定を置くことができる（法24②）。</p> <p>注3：第3項… <u>役員を総会で選任する法人において、役員任期満了前に、総会と理事会を同日に行い、理事の互選により代表者を選出できるようにするための規定</u></p> <p>注4：第5項… 前任者は辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされているが、新たな権限の行使まで認められるものではなく臨時に役員職務を行うだけであるため、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。</p>

※ 特定非営利活動法人の手引（設立・管理運営編）（平成29年9月）より抜粋（P.29参照）

② 理事全員が辞任する方法

例えば「平成〇年〇月〇日開催の総会の終結時をもって」とする辞任届を出して、いったん理事全員が総会終結時で辞任します。これであれば、総会の日である「平成〇年〇月〇日辞任」と、同じ日である「平成〇年〇月〇日就任」として、理事会も有効であり登記も可能となります。

エ 登記申請書の様式

法務局のホームページ (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3) からダウンロードできます。

(2) 所轄庁からのお願い

○理事の中での代表理事の交代の連絡

在任中の理事の中で代表理事を交代した場合は「役員の変更等届出書」の提出は不要ですが、事務管理の都合上、その旨を所轄庁まで連絡してください。(参考様式 P.60)

○定款変更を伴わない事務所の所在地変更についての連絡

定款変更を伴わない事務所の所在地変更、事務連絡先の変更があった場合には、「定款変更届」の提出は不要ですが、事務管理の都合上、登記事項証明書(原本、写し各1部)を添えて、その旨を所轄庁まで連絡してください。

※例：定款で事務所の所在地を「岡山市」と定めている法人が、所在地を岡山市北区内山下〇〇から岡山市北区南方××に変更して、登記した場合